

政策調整会議及び政策調整プロジェクトチーム（P T）の概要

1 政策調整会議及び政策調整P Tの公開及び議事録の有無

- ・ 政策調整会議：公開・議事録あり
- ・ 政策調整P T：非公開・議事録なし※
※ ただし、政策立案を見送る方針となった事項については、議会ホームページで協議結果を公開する

2 政策調整会議及び政策調整P Tの委員

- ・ 政策調整会議には座長を置くこととし、最大会派から選出する。
- ・ 政策調整会議の委員は、各交渉会派から2人を選出する。ただし、政策調整会議の座長が所属する会派からは3人（座長を含む）を選出する。
- ・ 政策調整P Tにはリーダーを置くこととし、当該リーダーは政策調整会議の座長が、政策調整会議の委員から1人指名する。
- ・ 政策調整P Tにはリーダーのほか、政策調整会議の委員のうち、各会派から1人以上が参加する。ただし、必要に応じて、政策調整会議の委員以外の議員を政策調整P Tに参加させることができる。

3 政策調整会議及び政策調整P Tでの検討・立案事項

- ・ 議員による政策条例が必要と認める事項※
※ 条例発議においては、可能な限り議会全体の意思を反映したものとなるよう協議・調整することが望ましいため、議員（会派）単独で条例発議の提出を予定・検討しているものも政策調整会議及び政策調整P Tに諮ること
- ・ その他必要と認める事項
⇒ 上記事項を政策調整会議及び政策調整P Tで協議した結果、全会一致で必要と判断されたものについて政策立案を行っていく

4 その他

- ・ 政策調整会議及び政策調整P Tで、議会としての政策立案は行わないことが決定された事項について、議員（会派）単独で条例発議を提出することは妨げない。
ただし、議会に諮らずとも、既に超党派での議員間協議により条例制定等は行わないとの判断がなされているため、あえて条例発議を提出する意味・必要性が市民や他の議員（会派）に理解が得られるものかどうかを十分に検討すること。
それでもなお条例発議を提出する場合には、関係者等の負担に配慮し、議員（会派）主体で条例発議を立案すること。